



米原市における地域産木材の利用方針



平成 26 年 5 月 策定

平成 30 年 11 月 変更

令和 5 年 5 月 最終変更

米 原 市



米原市における地域産木材の利用方針

第1 方針の目的

地域産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある快適な生活空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、木材産業や山村地域の振興などに資することを目的として、「米原市における地域産木材の利用方針」を策定するものである。

第2 方針の作成に当たって

1 水源の里まいばら

本市は、伊吹山を頂点とする南北に連なる峰々から琵琶湖へとつながる水の流れの上流に位置するまちであり、澄んだ空気を再生する山林を守り、命を育む大切な水を人々に届けるという重要な使命を持っていることから、平成21年6月に「水源の里まいばら元気みらい条例」を制定し、水源の里である農山村地域の持続的発展を図っている。

2 建築物等における木材の利用の意義と効果

市の三方を取り囲む森林は、市域の63%を占め、半数近くがスギ、ヒノキなどの人工林である。これらの人工林資源の多くが、利用可能な時期を迎える一方、木材価格の下落等の影響などにより森林の手入れが十分に行われず、国土保全など森林の多面的機能の低下が大いに懸念される事態となっており、木を使うことにより、森を育て、林業の再生を図ることが急務である。

こうした状況を踏まえ、市が率先して木材利用に取り組むとともに、民間事業者にも市の方針に即して主体的な取組を促し、住宅など一般建築物への波及効果を含め、木材全体の需要拡大を目指す。

木材は、コンクリートと比較して熱容量や熱拡散率が小さく、断熱性に優れた資材であることから、コンクリートにはない調湿作用を有しており、室内の快適性を高めることができる。また、鉄やアルミニウム等と比較して、材料製造時の炭素放出量が少ない省エネ材料であること、乾燥重量の約半分は炭素で、伐採後の利用時でも森林と同様に炭素を貯蔵できることから、木材製品を増やすことは、地球温暖化を抑制することにつながる。さらに木造建築は、大工など地域の職人の技術を活用した建て方をするすることで、その建築に取り組んだ職人の技術を育て、地域の伝統技術者の育成や、地域の林業や木材産業の活性化による雇用拡大など地域への高い経済波及効果につながる。このような様々な効果を生み出す木材利用には大きな意義がある。

3 建築物における木材の利用の背景

国においては、平成 26 年 6 月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、林業の成長産業化の実現を掲げている。

特に、公共建築物における木材の利用は直接的効果だけではなく、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進への波及効果が期待できることから、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「公共建築物等木材利用促進法」という。）が制定され、これに基づく基本方針が平成 22 年 10 月に策定された。この基本方針では、公共建築物において非木造化を指向してきた過去の考え方から、可能な限り木造化（注 1）または木質化（注 2）を図るとの考え方へ大きく転換してきたところである。

令和 3 年 10 月には、この公共建築物等木材利用促進法が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）に改正施行され、法律の題名が変わるとともに法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大した。また、法第 10 条第 1 項の規定に基づく、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和 3 年 10 月 1 日 木材利用促進本部決定）が定められた。これを受けて、滋賀県においても建築物等における木材の利用の促進のため、法第 11 条に基づき、令和 4 年 5 月に「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」を変更し「建築物における滋賀県産木材の利用方針」を定めた。

こうした建築物等に関する国や県の動向を踏まえ、米原市においても建築物の木造化および木質化を推進していくために、滋賀県が策定した「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に沿い、従前に定めた「公共建築物等における地域産木材の利用方針」を変更し法第 12 条に定める市町村方針として「米原市における地域産木材の利用方針」定める。

本市が定める地域産木材とは、原則、米原市内産木材とするが、供給が不足する場合においては、滋賀県産木材を利用するものとする。

さらに、クリーンウッド法の趣旨を踏まえ、「びわ湖材産地証明制度」等による合法性等の証明された木材の利用を図るものとする。（注 3）

第 3 木材利用の促進の基本的方向

滋賀県が策定した「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に沿い、木材利用の目標および目標の実現に向けた取組を以下に示す。

1 木材利用の目標

滋賀県が策定する琵琶湖森林づくり基本計画の基本指標である「令和 12 年度の地域産木材の素材生産量 16 万 5 千立方メートル」の目標に沿い、米原市においては、「令和 12 年度の地域産木材の素材生産量 1 万立方メートル」を目標とし、公共建築物の整備等において木材の利用に努める。

2 目標の実現に向けた取組

生産された地域産木材の利用を次のとおり促進する。なお、現時点では木材以

外の資材と同様の取扱いができない場合があるため、滋賀県が示す「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、滋賀県および関係機関と連携し、課題の解決に取り組む。

(1) 建築物

- ・公共建築物については、原則として木造化を図るとともに、すべての公共建築物の木造化が困難な場合でも内装等の木質化を推進するものとする。
- ・公共建築物木造化および木質化の設計や施工に関する具体的な整備事例の紹介や、技術情報の普及啓発に努め、施設整備担当者や設計者、施工者の理解の促進を図る。
- ・各部局等が公共建築物の整備計画を企画・立案する場合、地域産木材の効果的な利用の推進および関係部局の円滑な連絡調整を行うため、関係者の協議の場を設け、建設工程に合わせた部材の供給に努める。(注4)

(2) 公共工事

公共工事においては、自然環境や生態系、景観に配慮した工法を進めていくため、木材の特性を生かせる施工箇所については、地域産木材を利用する工法の採用に努める。(注5)

(3) 物品

木材は環境にやさしい自然素材であり、繰り返し活用できる有効な地域資源であることから、木材を原材料として使用した備品および消耗品の利用を促進し、地域産木材を活用した木製品の導入に努める。

(4) 木質バイオマスの有効活用

未利用となっている木質バイオマスの有効利用することは、低炭素社会の構築に寄与することから、木質バイオマスのエネルギー利用を進めると同時に、新たな用途の開拓に努める。

公共施設において、暖房器具やボイラーを新たに設置する場合は、供給体制を整備した上で、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

(注1)

木造化：建築物の新築、増築または改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、はり、けた、小屋組み等の全部または一部に木材を利用すること。

(注2)

木質化：建築物の新築、増築、改築または模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分および外壁等の屋外に面する部分に木材を利用すること。

〔「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」

(令和3年10月1日木材利用促進本部決定)の注釈を準用〕

(注3)

クリーンウッド法とは、平成29年5月に施行された「合法伐採木材等の流通及

び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）」をいう。

（注 4）

地域の森林資源や木材産業の状況、伐採・製材・乾燥期間を考慮した事業スケジュールの設定、発注方法（一括発注方式、材工分離発注方式）など、施設の整備目標や地域の実情に応じた木材調達等を検討する必要がある。

（注 5）

経済性、現場条件、耐用年数および施工上等特に支障がある場合は、この限りではない。なお、経済性については、環境効果等も勘案して判断するものとする。